

かこがわ健康 BOX 運用細則

令和 5 年4月

公益財団法人加古川総合保健センター

目次

第 1 条	総則	1
第 2 条	管理組織	2
第 3 条	データ収集	2
第 4 条	業務内容の明確化	4
第 5 条	データ内容	4
第 6 条	利用関係	4
第 7 条	データ管理	4
第 8 条	訂正、追加、削除	5
第 9 条	利用中止	6
第 10 条	データ処理に従事する者の責務	6
第 11 条	苦情の処理	6
第 12 条	適用関係	7
第 13 条	申請書等の様式	7
第 14 条	委任	7
様式第1号	かこがわ健康 BOX 同意書	8

第 1 条 総則

1 目的

この細則は、「地域保健医療情報システムにおける個人情報保護規程」(以下「規程」という。)に基づき、かがわ健康 BOX の細部にわたる運用について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

この細則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) かがわ健康 BOX

公益財団法人加古川総合保健センター(以下「保健センター」という。)が所管するシステムに係わる全てのハードウェア、ソフトウェア及びそれらの組織的運用をいう。

(2) 地域保健医療情報システムデータ

地域保健医療情報システムで保有するデータをいう。

(3) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4) 保有個人データ

個人データのうち個人情報取扱い事業者が開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止を行なうことのできる権限を有するものをいう。

(5) 健康情報

個人が入力した血圧・体重・血糖値などのデータをいう。

(6) 利用者

本システムに登録される個人をいう。

(7) データ主体

個人情報の帰属する個人等をいう。

(8) 端末機

ホスト・コンピュータと接続されるパーソナル・コンピュータ等をいう。

(9) オペレーション

ホスト・コンピュータ、パーソナル・コンピュータ等システムを構成する電子計算機器等を使用し、データ処理を行なうこと。

(10) CARADA

かがわ健康 BOX で利用する健康管理アプリをいう。

(11) エムティーアイ

健康管理アプリを提供する事業者名をいう。

(12) CARADA 管理ツール

CARADA の登録状況の確認等をするためのソフトをいう。

第 2 条 管理組織

1 データ保護管理者等の設置

かこがわ健康 BOX はデータ保護管理者を置く。

データ保護管理者は、保健センター事務局長をもって充てる。

データ保護管理者は、その事務の一部を処理させるため、データ保護担当者を置く。データ保護担当者は、保健センター情報管理課の課長をもって充てる。

2 監査組織の設置

データ保護管理者は、データの管理状況や利用形態について定期的に評価を実施するために、かこがわ健康 BOX の運用に関する監査を実施しなければならない。

監査実施基準、要領については別途定める。

第 3 条 データ収集

1 収集処理

かこがわ健康 BOX におけるデータ収集は、収集時にその利用目的及び利用範囲を明らかにしなければならない。

偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 収集の対象範囲

かこがわ健康 BOX は次に掲げる各号のものから個人データを収集するものとする。

(1)地域保健医療情報システム

(2)「かこがわ健康 BOX 申込書」(様式第1号 3 枚目)(以下「申込書」という。)を提出し、登録された個人

(3)CARADA

データ収集の対象範囲から収集される具体的データの種類については、以下のとおり定める。

データベース区分	情報種別	データ主体	収集主体
地域保健医療情報システムデータベース	基本情報	本人	保健センター⇔医療機関
	既往症	本人	医療機関⇒保健センター
	現病歴	本人	医療機関⇒保健センター
	検査数値結果	検査機関	保健センター⇔医療機関
	健診結果	本人 (保健センター)	保健センター⇔医療機関
	基本情報	本人	本人⇒保健センター
CARADA	健康情報	本人	本人⇒エムティーアイ

3 データ主体による同意

かこがわ健康 BOX に個人を登録しようとする場合は、データ主体から書面にて同意を得るものとする。

4 同意書(申込書)の回収及び登録処理

保健センターは、対象者の同意終了後、参画医療機関から回収した「かこがわ健康 BOX 申込書」(様式第1号 3 枚目)により、ホスト・コンピュータとの整合性をチェックした上で、かこがわ健康 BOX の登録を行う。

ホームページからかこがわ健康 BOX への同意(申込)があった場合は、同意書(申込書)を本人宛に郵送し、必要事項を記入していただき、回収した後、同様に登録を行う。

回収した同意書(申込書)は保健センターで保管するものとする。

第4条 業務内容の明確化

1 利用目的等の明確化

データ保護管理者は、個人情報の利用目的を明確にするため、その対象とする業務内容について、次の各号に定める事項を明らかにし、加古川地域保健医療情報システムにおける個人情報保護方針に従って利用者に周知しなければならない。

2 業務内容の変更

かこがわ健康 BOX に関する業務内容を変更する場合、データ保護管理者は、その毎に目的を明確にし、公表・周知するなどにより、データ主体及び加古川地域保健医療情報システムに参画関与する各関連機関に周知しなければならない。

第5条 データ内容

1 記録内容の制限

かこがわ健康 BOX に係わるデータは、常にその目的に照らし合わせて適合性を確保するとともに思想、信条、宗教、意識、犯罪その他利用者の個人的秘密など社会的差別の原因となると考えられる事項を記録してはならない。

2 最小限の記録

かこがわ健康 BOX で処理するデータは、利用目的の範囲内で、かつ必要最小限のものとしなければならない。

第6条 利用関係

個人は、かこがわ健康 BOX の利用に際し、かこがわ健康 BOX のホームページに掲載する利用規約を遵守し、かこがわ健康 BOX を利用するものとする。

第7条 データ管理

1 正確性、適正化の確保

かこがわ健康 BOX で処理されるデータは、利用目的の達成に必要な範囲において正確かつ最新の状態に保つように努めなければならない。また、データ保護担当者は個人データの保有状況を把握するためデータファイル等の管理により、常に個人情報データベースの適切な管理に努めなければならない。

2 改ざん、滅失、き損、漏えい及び不正アクセスの防止

データ保護担当者は、個人データの改ざん、滅失、き損、漏えい、不正アクセスを防止するために、組織的、人的、物理的、技術的に安全管理措置を講じなければならない。

データ保護担当者は、万一の障害に備えてデータ及びファイルの退避等を定期的に行なうなどの必要な措置を手順化し、周知させるものとする。

3 オペレーションの記録

データ保護担当者は、かこがわ健康 BOX に対する操作状況の記録及びホストコンピュータと端末機のオペレーションについて必要な項目を記録し、利用状況を把握するための措置を行なう。

また、日次にエラー通知を確認してデータの適正化に努め、異常な事態を発見した時は、速やかにデータ保護管理者に報告し対応しなければならない。

4 データ保有期間

かこがわ健康 BOX が保有するデータは原則永年保存とする。

5 データバックアップ

- (1)対象データ 連携データ
- (2)保管方法 同一ネットワーク上の他サーバへ保管(自動)
- (3)保管期間 一週間(7世代)
- (4)管理方法 毎日の目視確認を行なう。

6 ネットワークセキュリティ

第三者の認証機関で保障された「電子証明書」を取得および使用し、データ伝送を保護するためSSL暗号化通信を使用することで、盗聴、なりすまし、情報の改ざんや事後否認といった危険要素から通信情報を守る。

第 8 条 訂正、追加、削除

データ保護管理者並びにデータ保護担当者は、規程に基づく開示によりデータ主体から自己に関する保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加、削除を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続きが定められている場合を除き利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正、追加、削除を行わなければならない。ただし、利用者個人の評価、診断、判定、指導、相談等に関するものであって、第一義的に本人の判断を仰げない事項に関するデータについては、訂正、追加、削除を拒むことができる。

また、訂正、追加、削除を行った場合、本人に遅滞なくその旨の通知を行なう。

第9条 利用中止

1 中止の届け出

CARADA からのアカウント削除(退会)処理をもって、かこがわ健康 BOX の利用中止とする。
エムティーアイから CARADA アカウント削除の連絡があった後、データ削除処理を行う。

2 データ削除処理手順

- (1)エムティーアイから CARADA アカウント削除の連絡があった後、エムティーアイに削除依頼を申請する。
- (2)エムティーアイより削除完了報告を受けた後、CARADA 管理ツールにて確認を行う。

第10条 データ処理に従事する者の責務

1 守秘義務

かこがわ健康 BOX に係るデータ処理に関与するすべての利用従事者は、他の法令等で個別に課せられた守秘義務とともに、かこがわ健康 BOX に従事することで知り得たデータ主体の個人データの内容を、漏えいしてはならない。

2 データ保護管理者の責務

データ保護管理者は、この細則が遵守され、かこがわ健康 BOX が円滑に運用されるよう個人情報保護対策の向上に努めなければならない。

3 受託者への義務付け

データ保護管理者は、個人データの取扱いの全部又は一部(かこがわ健康 BOX の開発及び保守管理等を含む)を外部に委託する場合には、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう委託を受けたものに対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。具体的には、委託者・受託者双方が同意した内容を契約書に盛り込むとともに同内容が適切に遂行されていることを定期的に監査しなければならない。

第11条 苦情の処理

個人情報の取扱いに対する問い合わせ、苦情等については、保健センターの各担当部署が対応するものとする。

また、データ保護担当者は、参画医療機関との定期的な連絡により、問い合わせ、苦情等の把握に努め、必要な措置を行なうとともに、かこがわ健康 BOX の運用に対する信頼性の向上を図るものとする。

第12条 適用関係

1 適用範囲

この細則は、かこがわ健康 BOX を使用するすべての者に適用される。

かこがわ健康 BOX を使用する者は、この細則の趣旨を尊重し、個人情報に関する個人的権益の保護に努めなければならない。

2 法令及び条例等との関係

この細則は、かこがわ健康 BOX 運営上の細則であり、かこがわ健康 BOX の運用上関連する法令及び条例(以下「法令等」という。)が存在する場合又は制定された場合は、法令等がこの細則に優先する。また、この細則は、法令等の制定状況により常に他法令との整合性を図るものとする。

第13条 申請書等の様式

細則に定める申請書等の様式は、次のとおりとする。

号	申請書等	細則関係	様式・別表
1	かこがわ健康 BOX 同意書 (かこがわ健康 BOX 申込書)	3条 3項関係	様式第1号

第14条 委任

この細則に定めるもののほか、必要な事項はデータ保護管理者が別に定める。

附則

この細則は、平成 23 年 2 月 7 日より施行する。

改正 令和 5 年 4 月 1 日

<h2 style="text-align: center;">かがわ健康BOX申込書</h2> <p>私は加古川地域保健医療情報システムの主旨に賛同し、案内書に記載の留意点を確認の上、登録に同意致します。</p> <p style="text-align: right;">申込日 令和 年 月 日</p> <p>公益財団法人加古川総合保健センター 御中</p>			
住所	〒		
フリガナ			署名または印
氏名	姓	名	署名
性別	<input type="radio"/> 男 : <input type="radio"/> 女	生年月日	<input type="radio"/> 大・ <input type="radio"/> 昭・ <input type="radio"/> 平・ <input type="radio"/> 令
* 保護者同意		自宅電話番号 () -	連絡先電話番号 () -
保健センター回収日	令和 年 月 日	KINDカード手続日	令和 年 月 日
		カード初期化日	令和 年 月 日
*同意者が未成年の場合のみ記入			
ID番号			

かがわ健康BOX
(希望される方のみ)

かがわ健康BOXに申し込みます。

はい いいえ

スマートフォンを使って健康管理ができるサービスです。

保健センター用 3/3